80—01　ＰＵＤＴ

訴え提起に伴う事務

１．　訴状

審決などに対する取消しの訴え（特§178①、実§47①、意§59①、商§63①）が提起されたときは、知的財産高等裁判所書記官（第１部～第４部）から、特許庁長官を被告としない訴訟（当事者系事件）については、訴え提起の通知書（以下「通知書」という）等が送付され（特§180①②、実§47②、意§59②、商§63②）、特許庁長官を被告とする訴訟（査定系事件）については、通知書が送付され、その後、訴状、及び期日の呼出状が送達される（行訴§7、民訴§138①、§94）。

２．　書類の調査

訟務室は、上記書類を受け取ったときは、その訴訟事件に係る審判事件の記録（査定系の場合は出願書類を含む。）と照合し、次の点を調査する。

(1) 当事者の記載

(2) 事件の表示

(3) 訴え提起の期間

３．　照合の結果

上記書類の記載事項に不一致があるとき、又は上記期間経過のとき、訟務室の各部別担当指定代理人は訴え却下の答弁書を作成し裁判所へ提出する。ただし、当事者系事件のときは裁判所に通知する。

４．　帳簿などへの記入、出訴事件記録作成など

訟務室は、上記書類に基づき、「出訴事件簿」「出訴事件期日簿」に所要事項を記入し、出訴事件記録などを作成する。

５．代理人の指定等

指定代理人とは、特許庁長官により審決などに対する取消しの訴訟を行うものとして指定された職員をいう。

（参考）

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律§5①

行政庁は、所部の職員でその指定するものに行政庁を当事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

指定代理人は、審決などに対する取消しの訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する（同法§8）。審決などに対する取消しの訴訟が提起されたときは、訟務室は被告特許庁長官の代理人指定の手続をとり、代理人指定書を知的財産高等裁判所へ送付する。

指定代理人は、部門の審判長・審判官及び訟務室所属の審判長・審判官が当たり、前者を主任指定代理人とする。ただし、取消理由が一般的法律解釈・適用に関するもの、一般的審査基準及び慣行違反又は変更を求める事件（共通的事件）に係るときは、後者を主任指定代理人とする。

（改訂 R5.12）